

独立行政法人日本学生支援機構年度計画（平成28年度）

（序 文）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づく、平成28年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 共通的事項

（1）透明性及び公平性の確保

① 外部有識者の参画を得た業務運営

外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得ることを通じて業務の適切性を確保する。

② 外部有識者の活用による自己評価の実施

外部有識者による評価委員会を開催し、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。

（2）広報・広聴の充実

① 広報計画を策定し、その下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。

② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニター・アンケート調査等により、機構及び機構の事業についての広聴を行う。

（3）学生支援に関する調査・分析・研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査等の学生支援に関する調査・分析・研究に取り組む。

（4）情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえつつ、情

報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の向上を図る。

2 奨学金貸与事業

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。

(1) 奨学金貸与の的確な実施

平成27年度に引き続き、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行い、その結果を踏まえ、収入基準の見直しに取り組む。

また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うよう取り組む。

(2) 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。

また、不適切な認定を防止するための方策を講ずるとともに、適格認定に係る調査を引き続き実施する。

(3) 返還金の回収促進

① 返還金回収状況の把握と分析

外部有識者で構成する委員会において、返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、返還促進方策の効果を検証する。

また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。

② 回収の取組

返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とすることを目指す。

要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となっ

た債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善することを目指す。

総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に83%以上にすることを目指す。

回収の取組として、以下の施策を推進する。

- ア. 口座振替による返還を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。
- イ. 原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する（期間は約5ヶ月間）。回収委託の結果、延滞解消または法的処理移行しない者については、引き続き回収業務を委託する。
- ウ. 中長期段階の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するほか、計画的に法的処理を行う。
- エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。
- オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。
- カ. 対象となる延滞者の延滞情報について、個人情報情報機関への登録を行う。

③ 機関保証制度の運用

機関保証制度について、大学等と連携し、配付書類等を活用して学生等に対して適切に情報提供することにより周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図る。

機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。

また、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、機関保証制度の妥当性を検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにする。

④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用

返還が困難な者に対しては、引き続き返還者の状況を考慮し減額返還制度及び返還期限猶予制度を適切に運用する。

また、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用する。

⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入

文部科学省に置かれた所得連動返還型奨学金制度有識者会議における検討結果を踏まえて、所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還月額が所得に連動する新たな「所得連動返還型奨学金制度」を導入するための準備を進めるとともに、平成29年度に進学する予約採用候補者や学校等に対する新制度の周知等を行う。

(4) 情報提供等の充実

奨学金制度や手続等の情報提供にあたっては、ホームページや印刷物等の文章やレイアウト等を奨学生や返還者等にわかりやすいものとする等、適切かつ迅速に伝わるよう充実を図る。

(5) 学校との連携強化

奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。

特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。

また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。

なお、奨学金事業の健全性確保のための取組の成果と情報公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。

3 留学生支援事業

政府の「留学生30万人計画」及び「日本再興戦略」の実現に向け、2020年までに外国人留学生を30万人、日本人留学生を12万人とすることを目指し、学生の双方向交流を一層活発化していくため、学生支援に関する調査・分析・研究の結果を踏まえ、以下の事業を推進し、留学に係る情報提供から、在学中の支援、就職・帰国後のフォローまで一貫した取組を行う。

なお、外国人留学生の受入れにあたっては、重点地域の設定等、国の受入れ戦略を踏まえ、関係省庁や関係機関とも連携しつつ以下の取組を行う。

(1) 日本への留学前の学生に対する支援

① 日本留学に関する情報提供等の充実

日本留学に係る情報については、日本留学希望者向けの「日本留学ポータルサイト」の充実及びSNSの活用を図るとともに、海外にお

ける情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や大学等の海外事務所とも連携することにより、日本留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開に協力する。また、平成28年度中にベトナムに新たな事務所を開設するべく準備を進める。

さらに、日本留学情報提供の方策として、日本留学希望者を対象とした日本留学フェア等の説明会を開催するとともに、文部科学省が配置する留学コーディネーターをはじめ、国内外の関係機関等が実施する日本留学説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

② 日本留学試験の適切な実施

試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を踏まえた日本留学試験の実施に努める。

また、文部科学省が配置する留学コーディネーターと連携するとともに、国内外の教育機関等への広報の充実や渡日前入学受入れを含めた試験の大学等の利用促進方策の実施等により、年間応募者数の拡大を図る。さらに、試験利用者の利便性向上に資する「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の構築に着手する。

加えて、事業の収支改善に向けた分析を進め、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減について検討し、逐次実施する。

新たな海外における試験実施国・都市については、現地の日本留学需要及び試験実施体制、効果的な広報の時期等を十分調査し、既存の実施国・都市の見直しも含めて、次年度の実施計画を策定する。

③ 日本語教育センターにおける教育の実施

国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、以下の施策を実施する。

ア. 留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。カリキュラム・教材開発を行い、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催する。また、外国人の現職日本語教員に対する研修及び教材の提供等を推進する。

東京日本語教育センターと大阪日本語教育センターの連携を強化し、効果的・効率的な事業の実施を推進する。

イ. 私費外国人留学生の受入れを抑制しつつ、国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。

ウ. 卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。

(2) 外国人留学生に対する在学中の支援

① 外国人留学生に対する学資金の支給

国費外国人留学生制度、留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。

国費外国人留学生の選考における審査事務については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。

また、留学生受入れ促進プログラムによる私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。

私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分する。

② 外国人留学生に対する宿舍の支援等

札幌、金沢、福岡の各国際交流会館については、売却を進める。売却が完了するまでの間において、入居者等への丁寧な説明や外国人留学生のための住環境の維持等に留意するとともに、近隣大学への積極的な働きかけを行うことにより、入居率の低下や収支状況の悪化を招かないようにする。

東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用、優秀な国内外の学生が共に居住する拠点等としての活用、居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用等、国際交流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究発表会、国際理解ワークショップ及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施するとともに、オリンピック・パラリンピック活動への協力等を通じて、交流拠点の活用と機能強化を行う。

また、留学生受入れ促進プログラム等と連携しつつ、留学生借り上げ宿舍支援事業を実施する。

③ 外国人留学生等の交流推進

国際交流会館等において、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。

(3) 外国人留学生に対する卒業・修了後の支援

① 外国人留学生に対する就職支援

国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携して行う。

② 外国人留学生に対するフォローアップ

帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施する。また、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供し、帰国外国人留学生をはじめとする知日派人材のネットワークの構築に資する。

(4) 日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実するため、「海外留学支援サイト」の利便性の向上を図る。

また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

(5) 日本人留学生に対する学資金の支給

大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生を対象として、海外留学支援制度（協定派遣・大学院学位取得型）に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。

さらに、意欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進するため、官民協働海外留学支援制度により、経済的負担を軽減するための奨学金を支給する日本人留学生の選考及びその支給事務を円滑に実施する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。

(6) 日本人留学生に対する留学前後の支援

留学による効果を高めるため、官民協働海外留学支援制度の奨学金の

受給者等に対して、留学前・留学後の研修等を実施する。

4 学生生活支援事業

機構は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」や「日本再興戦略」等を踏まえ、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施する。

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

大学等における学生生活の実態について把握するため、「学生生活調査」を実施する。

また、平成27年度に実施した「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」について、専門家の協力を得て、各大学等における学生生活支援の取組状況の実態や課題、先進的な事例等を分析し、公表する。

さらに、学生生活調査や大学等における学生支援の取組状況に関する調査等の結果を踏まえ、各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた先進事例等を紹介するセミナーを実施する。

(2) 障害のある学生に対する支援等の充実

障害のある学生等、固有のニーズのある学生に対する大学等の支援の充実を図るため以下の施策を実施する。

- ① 「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、調査項目や分析の改善・充実を図る。また、新たに、障害学生と大学等との紛争の防止・解決等に関する事例を収集し、分析・公表する。
- ② 大学等における障害のある学生に対する支援体制の整備を促進するため、各大学等に対し、理解促進・普及啓発を図る事業を実施する。
- ③ 大学等の担当者等を対象として、実践的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。
- ④ 学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。

(3) キャリア・就職支援の実施

大学等の取組に大きな格差があることから、キャリア教育の充実を図るため、以下の事業を実施する。

- ① 大学等や企業の担当者等を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学等、国、地方公共団体及び企業による情報交換会等を行うガイド

ンスを実施する。

- ② キャリア教育の先進事例の成果発表や意見交換を通じ、各大学等の取組の共有化を図るための機会を提供する。
- ③ 大学等のインターンシップ等のキャリア教育の実施状況等に関する情報の収集・提供等を行う。

5 その他の附帯業務

(1) 高校生等に対する学資金貸与事業への協力

平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて情報提供を行い、事業の円滑な実施に協力する。

(2) 寄附金事業の実施

JASSO支援金及び優秀学生顕彰等、学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

- ① 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。

また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

- ② 総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。

(2) 外部委託等の推進

奨学金貸与業務においては、返還誓約書等の点検等について引き続き外部委託を実施するとともに、返還金回収業務においては、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施する。

また、国際交流会館等については、その管理・運営業務において、一般競争入札に基づく民間委託を実施する。

(3) 契約の適正化

契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。

(4) 情報システムの活用

奨学金等業務システム及び機構内ネットワーク等を適切に運用するとともに、制度改正対応や業務効率化に資する情報システム改修を適切に行う。その際、情報システムに係る開発、運用及び保守に関する品質の確保・管理の強化を図る。

2 組織の効果的な機能発揮

業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体としての的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。また、情報システムの品質管理の強化、新たな「所得連動返還型奨学金制度」の導入及び留学生支援の充実等に対応するための体制整備を行う。

3 内部統制・ガバナンスの強化

(1) 事業の確実な実施

理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。

また、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

(2) 監査の実施

第3期中期計画期間における内部監査の実施方針に基づき、計画的に内部監査を実施する。

(3) コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。

① コンプライアンス職員研修

第3期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針に基づき、計画的に研修を実施する。

② 個人情報保護の徹底

個人情報保護について、役職員の意識向上を図るため研修等を実施する。

③ 情報公開の適正な実施

情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（1）収入の確保等

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。

また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。

（2）奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。

貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。

（3）予算

別紙のとおり

（4）収支計画

別紙のとおり

（5）資金計画

別紙のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、13,500億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、44億円とする。

V 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

札幌、金沢、福岡の各国際交流会館については、引き続き、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。

国際交流会館の売却により平成28年度に譲渡収入が生じた場合は、政府支出の比率に応じて国庫納付することに向け、必要な手続きを行う。

VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画

職員宿舎（百合丘第1（平成29年3月廃止予定））の売却に向けて、不動産価格の調査に着手する。

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

2 人事に関する計画

(1) 方針

① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。

② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。

(2) 人事に係る指標

業務量に応じた適正な人員配置を行う。

3 中期目標の期間を超える債務負担

なし

4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。

(別紙)

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度 予算

(単位:百万円)

| 区 分 | 奨学金貸与事業 | 留学生支援事業 | 学生生活支援事業 | 法人共通 | 金 額 |
|-----------------|-----------|---------|----------|-------|-----------|
| 収入 | | | | | |
| 借入金等 | 1,372,149 | - | - | - | 1,372,149 |
| 運営費交付金 | 5,680 | 5,152 | 334 | 2,079 | 13,245 |
| 育英資金返還免除等補助金 | 6,560 | - | - | - | 6,560 |
| 留学生交流支援事業費補助金 | - | 8,712 | - | - | 8,712 |
| 受託収入 | - | 4 | - | - | 4 |
| 寄附金収入 | 63 | 2,770 | - | - | 2,833 |
| 貸付回収金 | 733,630 | - | - | - | 733,630 |
| 貸付金利息等 | 38,550 | - | - | - | 38,550 |
| 政府補助金 | 5,399 | - | - | - | 5,399 |
| 事業収入 | - | 953 | - | - | 953 |
| 雑収入 | 2,981 | 461 | - | 38 | 3,480 |
| 計 | 2,165,011 | 18,052 | 334 | 2,117 | 2,185,514 |
| 支出 | | | | | |
| 奨学金貸与事業費 | 1,094,365 | - | - | - | 1,094,365 |
| 一般管理費 | - | - | - | 2,095 | 2,095 |
| うち、人件費(管理系) | - | - | - | 1,075 | 1,075 |
| 物件費 | - | - | - | 1,019 | 1,019 |
| 業務経費 | 8,569 | 6,505 | 322 | - | 15,395 |
| 貸与事業を除く事業費 | 2,177 | 6,505 | 322 | - | 9,003 |
| うち、人件費(事業系) | 2,177 | 811 | 223 | - | 3,210 |
| 物件費 | - | 5,694 | 99 | - | 5,793 |
| 貸与事業業務経費 | 6,393 | - | - | - | 6,393 |
| 特殊経費 | 92 | 61 | 13 | 22 | 188 |
| 借入金等償還 | 1,030,684 | - | - | - | 1,030,684 |
| 借入金等利息償還 | 46,178 | - | - | - | 46,178 |
| 留学生交流支援事業費補助金経費 | - | 8,712 | - | - | 8,712 |
| 受託経費 | - | 4 | - | - | 4 |
| 寄附金事業費 | 63 | 2,770 | - | - | 2,833 |
| 計 | 2,179,951 | 18,052 | 334 | 2,117 | 2,200,454 |

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成28年度 収支計画

(単位:百万円)

| 区 分 | 奨学金貸与事業 | 留学生支援事業 | 学生生活支援事業 | 法人共通 | 金 額 |
|-----------|---------|---------|----------|-------|---------|
| 費用の部 | | | | | |
| 経常費用 | 91,610 | 18,049 | 336 | 2,170 | 112,165 |
| 業務経費 | 90,563 | 15,200 | 334 | - | 106,097 |
| 寄附金事業費 | 63 | 2,770 | - | - | 2,833 |
| 一般管理費 | - | - | - | 2,096 | 2,096 |
| 減価償却費 | 984 | 79 | 2 | 74 | 1,139 |
| 臨時損失 | - | - | - | - | - |
| 収益の部 | | | | | |
| 経常収益 | 96,216 | 18,049 | 336 | 2,170 | 116,771 |
| 運営費交付金収益 | 5,241 | 5,083 | 334 | 2,064 | 12,722 |
| 自己収入 | 41,381 | 1,414 | - | 38 | 42,832 |
| 受託収入 | - | 4 | - | - | 4 |
| 寄附金収益 | 63 | 2,768 | - | - | 2,831 |
| 補助金等収益 | 12,268 | 8,712 | - | - | 20,980 |
| 財源措置予定額収益 | 36,636 | - | - | - | 36,636 |
| 資産見返負債戻入 | 409 | 68 | 2 | 68 | 547 |
| 財務収益 | - | - | - | 0 | 218 |
| 臨時収益 | - | - | - | - | - |
| 純利益 | 4,606 | - | - | - | 4,606 |
| 目的積立金取崩額 | - | - | - | - | - |
| 総利益 | 4,606 | - | - | - | 4,606 |

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成28年度 資金計画

(単位:百万円)

| 区 分 | 奨学金貸与事業 | 留学生支援事業 | 学生生活支援事業 | 法人共通 | 金 額 |
|-------------------|-------------|----------|----------|---------|-------------|
| 資金支出 | | | | | |
| 業務活動による支出 | △ 3,808,250 | △ 20,126 | △ 335 | △ 2,119 | △ 3,830,830 |
| 奨学金貸与 | △ 1,094,583 | - | - | - | △ 1,094,583 |
| 人件費支出 | △ 2,269 | △ 849 | △ 235 | △ 1,098 | △ 4,451 |
| 短期借入金の返済による支出 | △ 1,629,272 | - | - | - | △ 1,629,272 |
| 長期借入金の返済による支出 | △ 1,030,684 | - | - | - | △ 1,030,684 |
| 支払利息 | △ 44,758 | - | - | - | △ 44,758 |
| 寄附金事業による支出 | △ 63 | △ 2,770 | - | - | △ 2,833 |
| その他の業務支出 | △ 6,622 | △ 14,493 | △ 100 | △ 1,021 | △ 22,236 |
| 国庫補助金の精算による返還金の支出 | - | △ 2,013 | - | - | △ 2,013 |
| 投資活動による支出 | △ 438 | △ 71 | △ 0 | △ 15 | △ 525 |
| 財務活動による支出 | △ 575 | △ 12 | - | △ 5 | △ 592 |
| 次年度への繰越金 | 141,830 | 3,393 | 17 | 756 | 145,995 |
| 資金収入 | | | | | |
| 業務活動による収入 | 3,794,325 | 18,192 | 334 | 2,139 | 3,814,991 |
| 運営費交付金による収入 | 5,680 | 5,152 | 334 | 2,079 | 13,245 |
| 政府補給金による収入 | 5,399 | - | - | - | 5,399 |
| 国庫補助金による収入 | 6,560 | 8,712 | - | - | 15,272 |
| 貸付回収金による収入 | 733,849 | - | - | - | 733,849 |
| 短期借入による収入 | 1,629,272 | - | - | - | 1,629,272 |
| 長期借入による収入 | 1,371,946 | - | - | - | 1,371,946 |
| 貸付金利息 | 38,338 | - | - | - | 38,338 |
| その他の業務収入 | 3,218 | 1,557 | - | 60 | 4,835 |
| 受託収入 | - | 4 | - | - | 4 |
| 寄附金による収入 | 63 | 2,767 | - | - | 2,830 |
| 投資活動による収入 | 1,000 | - | - | - | 1,000 |
| その他の投資収入 | 1,000 | - | - | - | 1,000 |
| 財務活動による収入 | - | - | - | - | - |
| 前年度からの繰越金 | 155,769 | 5,408 | 18 | 756 | 161,950 |

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。